科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24 年 4 月 10 日現在

機関番号: 35413

研究種目:若手研究(B)研究期間:2008~2011課題番号:20700513

研究課題名(和文)1950年前後の日本における学校体育実践に関する歴史的研究

研究課題名(英文) A Historical research on teaching practice of school physical

education in Japan about 1950

研究代表者

崎田 嘉寛 (SAKITA YOSHIHIRO) 広島国際大学・工学部・講師

研究者番号:60390275

研究成果の概要(和文):

本研究では、1949~53 年を対象として、日本の小学校における学校体育がどのように構想されたかを明らかにすることを目的とした。この結果、国立大学附属小学校の一部では、運動領域に限定しない学校体育を創出する萌芽的な構想がなされていた。また、地方教育行政機関では、地域の独自性を踏まえた学校体育の構想が着手されたが、全体としては公立小学校における学校体育実践の不均衡を是正する内容に留まっていた。

研究成果の概要 (英文):

The goal of this research was to explain in what way physical education was conceptualized in Japanese elementary schools from 1949 to 1953. As a result, some elementary schools affiliated with public universities generated the previously unheard-of concept of physical education outside the framework of exercise. Additionally, the concept of physical education incorporating regional uniqueness was explored by regional educational administration organizations, but this did not result in anything more than pointing out the unfairness in the implementation of physical education by the public elementary schools.

交付決定額

(金額単位:円)

			(35 HX(1-157 • 1 1)
	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2009 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2010 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2011 年度	500, 000	150, 000	650, 000
総計	3, 200, 000	960, 000	4, 160, 000

研究分野:総合領域

科研費の分科・細目:健康・スポーツ科学/スポーツ科学/スポーツ史

キーワード:戦後初期学校体育改革、国立大学附属小学校、地方教育委員会、コア・カリキュ

ラム、学習指導要領、学校体育実践、体育科、健康教育

1. 研究開始当初の背景

「1950 年前後の日本における学校体育実践に関する歴史的研究」という研究テーマを着想した経緯を示すことで、研究開始当初の背景とする。

戦後初期における学校体育を対象とした歴史的研究を概説すると、(1)「新体育」や「生活体育」とは何かを明らかにするための理念・思想研究、(2) GHQ/SCAP・CIE 文書を用いて占領軍側の学校体育政策を解明す

るための実証的研究, (3) 文部省が提示した 『学校体育指導要綱』(1947) や『学習指導 要領』等に示された内容を検討するための 新研究, (4) 特定の実験学校における学校体 育実践の取り組みを紹介するための事例 究,などが行なわれている。これらの先行る る研究からは一定程度の成果を確認における をができる。しかしながら,戦後初期におる とができる。しかしながら,戦後初期におる とができる。しかしながら、戦後初期における 学校体育改革の全体像を明らかにする とは、理念・思想研究や政策研究を進展に せつつも,首都圏を中心とした実験学校の として包括的に解明する 必要があることが課題である。

報告者は,この課題意識に基づいて,広島 県を対象として戦後初期の学校体育実践に 関する資料を収集し分析を試みた。ここでは, 占領教育政策の制約を受けながらも, 広島県 における現場の教師が、地域の子どもを注視 しながら学校体育実践を構想する過程と、実 際の授業を行なった際の具体的成果と課題 の一端を明らかにした。しかしながら、広島 県という一つの地域に限定したため, 戦後初 期の日本における学校体育改革の全体像を 描き出すための予備的な成果の抽出にとど まっていた。そのため、少なくとも各地域に 影響を与えたと考えらえる国立大学附属小 学校の取り組みや各都道府県教育委員会に よって作成された地方版の学習指導要領を 包括的に発掘・収集し,一元化して分析する 必要があると考えたのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は,1949年から1953年までを対象として,日本の小学校における学校体育実践がどのように構想・展開されたのかを実証的に明らかにすることである。

補足的に,(1)本研究が対象とする時期を限定した理由,(2)本研究で使用する「実践」という用語の取り扱い,について言及しておきたい。

(1)本研究が対象とする時期は、『学習指導 要領 小学校体育編(試案)』(1949年, 文部 省) の発行から『小学校学習指導要領 体育 科編(試案)』(1953年, 文部省)の発行ま で,と設定している。設定の背景として,一 つ目に,『小学校学習指導要領 体育科編(試 案)』(1953 年, 文部省) の「まえがき」で は、次のように述べられている。「昭和24年 に小学校学習指導要領体育編が発行された が、改訂の準備は、その直後から着手された。 その間,全国的に体育科の学習指導に関する 研究が進められ、自主的に有効な調査書や研 究資料が作成された。これは, 小学校体育科 教育の振興のために役だったと同時に, 文部 省が、体育編を改訂するのに有力な資料とし てまとめるのに多くの便宜を与えた。すなわ

ち,この訂版の完成のために、それらの資料 が、多くの貢献をしたといってよいであろ う」。二つ目に、高橋健夫は、戦後初期の学 校体育を戦前の学校体育と区別して「新体 育」と総称し、この新体育の理念構想や実践 化の一連の動向を概観しながら,「新体育は、 戦後の新しい体育の研究を汲み上げながら, 昭和 28 年に一応の完成をみる」との見解を 示している(高橋健夫「新体育の確立」,前 川峯雄『戦後学校体育の研究』不昧堂, 1973, p.94)。このように、1949年以降に全国の小 学校等では学校体育の実践化に向けた自主 的な研究が盛んに実施され、これらの成果が 1953 年に一応結実したと捉えることができ る。以上のことから、本研究では、1949年 から 1953 年までを一つの区切りとして設定 したのである。

(2)本研究で使用する「実践」という用語は、学校や教師が学校体育に関する目標・内容 (教材)・方法の全局面を主体的に創造する 行為、という意味で使用する。このため、単に「実践=授業」という単純な図式としてとるのではなく、「実践」という用語を、規業の背景にある教育観、学校観、子ども観、あるいは学校体育に関する期待や課題意」という用語の取り扱いに基づき、本研究の対象と時期を考慮しつつ、学校体育に関する実践を実証的に明らかにするための資料を発掘し、選定している。

3. 研究の方法

(1)1950 年前後の日本における学校体育実践を明らかにするために、国立大学附属小学校での取り組みを研究対象として設定し、各学校から発行された実践報告書・雑誌を一元的に発掘・収集し、内容別に整理する。収集・整理された資料に基づいて、カリキュラム構成における学校体育分野の位置づけ、学校体育の内容領域、学校体育実践の比較・考察を行なう。

(2)1950 年前後の日本における学校体育実践に影響を与えたと考えられる,地方教育行政機関で作成された『学習指導要領』(教育課程計画を含む)を中心に発掘・収集し,内容別に整理する。収集・整理された資料に基づいて,文部省作成の『学習指導要領』との比較,地方教育行政機関の取り組みが学校や教師に与えた影響を考察する。

4. 研究成果

はじめに、研究の前提となる成果として、本研究で収集した資料の状況を報告する。本研究では、国立大学附属小学校(以下、附小)が発行した実践報告書、および地方教育行政機関が作成した『学習指導要領』(教育課程計画を含む)について注力して収集した。収

集の手続きとしては、まず、学校史や記念誌などから、1950年前後の教育研究状況と報告書等の発行状況を確認した。この作業に基づいて、国立国会図書館(プランゲ文庫含む)、都道府県市町村公立図書館、大学図書館、先行研究の分析を通じて、収集すべき資料をリストアップした。また、収集した資料の内容分析から、再度リストアップを補足・修正する作業を繰り返した。

具体的な収集作業は、大学図書館を通じての相互貸借を前提として経費削減を図ったが、主要な資料であると判断した場合は、直接収集に赴いた。また、研究対象が広範におよぶため、2008年度は東日本地域、2010年度は西日本地域というように地域を区分して効率的に収集を試みた

全国を対象として資料を一元化して収集 し、鳥瞰的に眺めることで明らかになること もある。たとえば、附小の実践報告書は、各 附小において内容,形式,発行状況などが異 なる。研究や実践の成果を中心に記したもの や, 今後実施予定の計画を中心としたもの, 特定の教科に限定したもの、毎年一冊以上発 行しているもの, 学年別に発行したもの, 教 科別に発行したもの, 出版社を介して発行し たもの、非売品で配布したものなど多岐にわ たる。このように,各附小がどこに重点を置 いて、誰に向けて実践報告書を発行したかが わかる。つまり、各附小が備えた研究力や発 信力, 地域の学校に与えた影響力に格差があ ったことが確認できるのである。表1は, 1949年から1953年までに都道府県に設置さ れた附小数の増減と、本研究で確認し得た資 料数 (1945 年から 1955 年を対象, 一冊一件 として掲載, 括弧内の数字は未見資料数) を 示している。

#	1
衣	1

都道府県	附小数	資料数	都道府県	附小数	資料数	都道府県	附小数	資料数
北海道	3	14(5)	石川	1	4(1)	岡山	1	1(1)
青 森	2	7(7)	福井	1	2(2)	広島	3	5(0)
岩 手	1	10(3)	山梨	1	7(0)	百口	2	7(7)
宮城	2→1	14(11)	長 野	2	8(4)	徳 島	1	0(0)
秋 田	1	8(8)	岐 阜	0→1	1(0)	香 川	2	0(0)
山形	2→1	6(1)	静岡	2	6(3)	愛 媛	2→1	0(0)
福島	2→1	7(6)	愛 知	3→2	8(7)	高知	2→1	1(1)
茨 城	2	1(0)	三重	2	4(0)	福岡	3	16(5)
栃木	2	10(1)	滋賀	2→1	4(0)	佐 賀	1	1(1)
群馬	1	8(4)	京都	2	10 (3)	長 崎	2→1	2(0)
埼玉	1	0(0)	大 阪	3	16(7)	熊本	2→1	0(0)
千 葉	2	4(1)	兵 庫	2	32(26)	大 分	1	3(0)
東京	7	55(0)	奈 良	3→2	9(1)	宮崎	1	1(1)
神奈川	2	0(0)	和歌山	1	12(10)	鹿児島	2→1	2(0)
新 潟	3	18(8)	鳥取	1	1(1)	合 計	86→76	336(140)
富山	1	7(4)	島根	1	4(0)		00 - 70	330(140)

(1)1950 年前後の国立大学附属小学校における学校体育実践

①コア・カリキュラムと学校体育

戦後初期の教育制度の基準となるカリキュラムは、『学習指導要領 一般編(試案)』(文部省、1947年)において試案として提示されるが、このカリキュラムとは一線を画し、学校や教師が主体となってカリキュラムを編成しようとする取り組みが展開される。この代表的な取り組みの一つが、多くの附小が関与したコア・カリキュラム研究・実践である。

コア・カリキュラム運動の全体像は先行研究に詳述されているためここでは触れないが、コア・カリキュラム運動では 1948 年のコア・カリキュラム連盟の発足から、基本的な構造を保持しつつも、多種多様なカリキュラムの構想と実践がなされている。本研究では、コア・カリキュラムを採用した 22 の附小の実践(重複含む)における学校体育の位置づけと内容領域を検討した。

検討の結果を以下に述べる。まず、各附小 が実施したコア・カリキュラムにおける学校 体育に関する内容の位置づけを見てみると, 基本的に周辺課程領域の一つとなっている。 また, 完全に独立した課程(京都学芸大桃山 附小, 愛知学芸大名古屋附小, 東京学芸大・ 第一師範附小など)として位置づけている場 合もある。さらに、周辺学習に相当する課程 を設定しなかった附小(奈良師(女)附小, 新潟大第二師附小)では,中心課程(単元学 習, 生活学習) の中に「健康」領域が位置づ いているが、単元(生活単元)の内容とはあ まり関係なく健康領域の内容を示しており, 独立領域として捉えることが可能である。 「しごと」、「なかよし」、「けいこ」という三 課程を採用した奈良女高師附小では, 時間割 の設定において「体育」の時間が独立してい る。同様に大分学芸大附小においても、教科 的な「体育」の学習内容を提示し、時間割上 でも独立している。

このように、コア・カリキュラム構成における学校体育に関する内容は、中心課程に取り入れられた一部の内容を除けば、教科的な独立した位置づけがなされている。この位置づけの背景には、二つの理由が考えられる。一つは、「健康」という学校体育を包括する領域を設定することで、教育全体における健康領域の重要性を踏まえて独立的に位置づけたという積極的理由からである。もう一つは、「体育」というスポーツ教材等の運動領域を中心とした領域を設定することで、内容の系統性や学習環境を考慮する必要が生じ、結果として中心課程との関連や学習の場が共有しにくくなり、独立的に位置づけたという消極的理由からである。

次に、コア・カリキュラムにおける学校体育に関する内容・教材を具体的に見てみると、運動領域(技術学習)に関しては、『学校体育指導要綱』あるいは1949(昭和24)年9

月に発行の『学習指導要領 小学校体育編(試 案)』とほぼ同じ内容が示されている。しか しながら, 中心課程に再編された運動領域 (技術学習を除く) に関連する内容は, 文部 省で示し得なかった発展的内容を創出する 可能性があったと考えられる。たとえば、京 都学芸大附桃山小では、「仕事」、「研究」、「表 現」,「運動」という生活区分からカリキュラ ムを構成している。ここでは、健康と運動の 技術学習を除けば, 他教科の視点からスポー ツ,運動に関する学習内容を設定している。 このことは、文部省の方針で掲げられつつも、 具体的内容が明らかでなかった「体育科と他 教科との関連」を示した好個な事例として取 り上げることができる。すなわち、小学生を 対象とした学習であることを考慮すれば、ス ポーツ・運動の文化的多様性を導出する一つ の契機となる具体的内容として考えられる のである。

②広域カリキュラムと学校体育

ここでは、東京教育大学附属小学校の第二部において実施された「広域カリキュラム」を取り上げ、学校体育の位置づけと内容領域を検討した。同附小が実施した広域カリキュラムの大きな特徴は、教科カリキュラムとという点である。すなわち、教科カリキュラムという点に教科を設定せず、かつコア・カリキュラムにおける中心学習のような中核課程には、「身体学習」、「社会学習」、「自然学習」、「情操学習」の4つの学習コースを設置して教育を展開している。

まず、広域カリキュラムにおける学校体育の位置づけを見てみると、「身体学習」と的には、体育科の内容と衛生領域を拡大した健康教育の内容を包括して「身体学習」を構成している。「身体学習」を設置するにあたっては、教科カリキュラムとコア・カリキュラムにおける体育科の取り扱いに対する問題コア・カリキュラムにおける体育科の位置がよび教科カリキュラムにおける運動と衛生の分離化の方向を解消することが企図されている。

次に,「身体学習」の内容を見てみると, 運動単元と健康教育単元で構成されている。 とりわけ健康教育が重要視されているが,体 育科と健康教育を分離できないものとして 捉えている。このことは,健康教育の実施主 体を明確に定め,意図的にカリキュラムに組 み込もうとした点で特徴的である。そのため, 「身体学習」は週あたりの授業時間が 5~6 時間設定されており,ほぼ毎日実施されてい たことになる。 当時の文部省方針においては、体育科は週あたりの時間数が3時間、健康教育は正課として位置づけられていない。そのため、戦後初期の学校体育実践は、全体としては「体育科の領域=実技教科(領域)」という認識が支配的となり、運動領域の指導を系統的に重点が置かれている。このことを考慮するとに、が置かれている。このことを考慮するとに、京教育大学附属小学校の第二部が実施した「広域カリキュラム」における「身体学習」という事例は、単一の学校が独自に体育科の領域を拡大させる具体的な実践を試みたと捉えることができるのである。

(2)1950 年前後の地方教育行政機関おける学校体育の構想

戦後初期における地方の教育課程行政の 取り組みは、主として教育委員会法(1948 年)および文部省設置法(1949 年)によっ て規定される。これら二つの法律の公布時点 では、少なくとも「地方教育委員会が学習指導要領を作成する」という解釈が可能であり、 実際に地方教育委員会において学習指導の 養育課程の試案作成の準備が進められている。このことに基づいて、本研究では, 地方の教育課程行政における学校体育に関する構想を検討した。また、教育委員会法改正や文部省設置法改正および関連する法律 (法律案)、文部省による『学習指導要領』 の改訂作業、地方体育指導者連盟の取り組みなども補足的に検討している。

まず,地方教育委員会の設置状況について 確認した。1948年の教育委員会法の施行に より,同年11月に都道府県および五大市(横 浜, 名古屋, 京都, 大阪, 神戸) に教育委員 会の設置が義務設置されている。加えて、46 の市町村で教育委員会が設置されている。以 降, 1950 年 12 月には 59 の市町村教育委員 会が設置(五大市を除く)され、1952年の 地方教育委員会の全面設置に際しては, 9.953 の市町村組合等の教育委員会が設置さ れている (五大市を除く)。その後, 町村合 併の促進により 1956 年 6 月には 4,628 と半 減している(表2参照。出典:文部省初等中 等教育局地方課『旧教育委員会法の下におけ る地方教育行政運営の沿革』文部省,1962, pp.15-17)

表 2

年月	市	町	村	組合	特別区	合計
1948年11月	21	16	9	_	_	46
1950年12月	36	14	9	_	_	59
1952年11月	275	1,928	7,663	64	23	9,953
1956年6月	491	1,863	2,251	8	23	4,628

次に, 地方の教育行政機関が作成した学校 体育に関する要項および解説書などを、可能 な限り確認・収集し検討した。検討の結果, まず、設置された教育委員会のすべてが学校 体育に関する具体的な指針(要項、教育課程 基準)を作成・頒布することができたわけで はないことが明らかとなった。この理由とし ては、設置後間もない地方教育委員会の体制 不備が考えられる。加えて、1952 年 7 月の 文部省設置法改正によって学習指導要領作 成権限が教育委員会から中央教育行政担当 部局に事実上移管され, 地方教育行政機関で 進められていた作業に歯止めがかかったこ とも影響している。また、学校体育に関して は、1947 年時点で『学習指導要領』の発行 がなされなかったこと(『学校体育指導要綱』 という「要綱」として発行された),「保健」 に関する内容が別要領で示されたこと(衛生, 保健,健康といった教科内容の混乱など)も 無関係ではないと考えられる。

次に, 地方の教育行政機関による学校体育 の具体的な構想は,各地方によって作成組織 や発行形式、具体的内容が異なることが明ら かとなった。作成・発行主体に関しては、教 育委員会はもとより県, カリキュラム委員会, 教育課程研究会,教育研究(研修)所,日本 体育指導者連盟の地方支部など多岐にわた る。具体的内容に関しても,①体育科関連の 「要項(目)」(文部省「要領」の形式を踏襲), ②体育科関連の「解説書」(教材の解説,指 導の実際, 指導の手引, 指導の参考, 指導の 栞), ③体育科の「教育課程」, ④全教科の一 部として作成された体育科の「教育課程」な どである(表3参照。上記番号は表中の番号 と対応する)。このような多様な種類の形態 が存在したことは、地方の教育行政機関にお ける独自性の確保という理念に基づいてい ると捉えることができる。より具体的には, 各地域の学校体育関係者が中心となって作 成したことで, 地理的環境, 生活環境, 学校 の組織形態といった地域の必要性への配慮 がなされたということである。

丰	3
1X	v

	①体育「要項(目)」	②体育「解説書」	③体育「教育課程」	④「教育課程」の一部
1947年	秋田県			
1948年	福島県 東京都	群馬県		
1949年		神奈川県 三重県,広島県		
1950年		福島県, 鹿児島県 岐阜県	東京都,長野県香川県	岩手県,福岡市 門司市
1951年	山梨県	北海道,大分県 徳島県,和歌山県	横浜市 岡山市	札幌市, 大阪府 大阪市
1952年		岐阜県	埼玉県,島根県 高知県	東京都、札幌市、光市
1953年		宮城県		
1954年		青森県 横浜市	山梨県	旭川市, 別府市
1955年		新潟県, 広島市	横浜市, 奈良県 岡山市	

ただし、地方教育行政機関による学校体育に対する取り組みは、実際的には解説書に類するものが多く作成されていることから、学校体育(体育科)に教科書がないことに対する現場教師への手立てや補助的側面があったと考えられる。このことは、全体として対した場合に、文部省の学校体育に関する方針と内容の普及・促進という役割が強調される場別ではおけるではおける独自性創出の契機が単なる新しい体育教材の創出に矮小化する。とも、ということである。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計4件)

- ①<u>崎田嘉寛</u>, 戦後初期の学校体育における目的・内容に関する一考察 ——ローカルカリキュラムを中心に——, 中国四国教育学会, 2010年11月20日, 香川大学。
- ②<u>崎田嘉寛</u>,戦後初期の小学校における学校 体育実践に関する一考察 ——「広域カリ キュラム」(東京教育大学附小・第二部) を中心に——,中国四国教育学会,2009 年11月21日,島根大学。
- ③<u>崎田嘉寛</u>,1950 年前後の東京都における 学校体育実践に関する一考察,日本体育学 会,2009年8月28日,広島大学。
- ④<u>崎田嘉寛</u>,戦後初期の学校体育に関する一 考察 ——教員研究集会を中心に——,中 国四国教育学会,2008年11月30日,愛 媛大学。

〔図書〕(計1件)

① 楠戸一彦先生退職記念論集刊行会編(代表 大久保英哲・<u>崎田嘉寛</u>),株式会社溪水社,楠戸一彦先生退職記念論集 体育・スポーツ史の世界一大地と人と歴史との対話一,2012,259-279ページ。

6. 研究組織

(1)研究代表者

崎田 嘉寛(SAKITA YOSHIHIRO) 広島国際大学・工学部・講師 研究者番号:60390275

(2)研究分担者なし

(3)連携研究者なし